

令和5年度

第5回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和5年11月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

1 番 井口 健	10 番 坂東 紀好
2 番 中村 弘	11 番 笠野 喜久雄
3 番 吉中 雅三	12 番 山本 茂樹
4 番 曾根 光彦	13 番 丸山 勝
5 番 小方 保寛	14 番 吉川 松男
7 番 谷河 績	15 番 堀 良子
8 番 藪 利昭	16 番 湯川 徳弘
9 番 藤田 城司	17 番 貴志 年伸

19番 岩橋 章博
欠席委員

6番 井上 直樹

18番 藤井 友彦
出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦

課長 前口 政明

副課長 藤田 誠一

企画員 西森 和子

事務主査 森元 美沙

事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第5回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る10月27日、坂東委員、湯川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、井上委員、藤井委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、坂東委員、笠野委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、11件ありました。

全て相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 4は住所が・・・ですが、No. 5の権利取得者でもある市内在住の兄弟が農地を管理するとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が3件ありました。

なお、No. 1、No. 2は、それぞれ、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 2、No. 1と関連しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で5件ありました。

なお、No. 1、No. 2は、それぞれ、報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についての No. 2、No. 1と関連しており、No. 4は、議案第1号農地法第2条の農地でない旨の証明願についてのNo. 8と関連しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

内訳は、農業用水路1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

10月10日付、10月19日付、10月30日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で12件ありました。

10月10日付、10月19日付、10月30日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 2、No. 7は使用貸借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、8件ありました。

面積は田のみで18,551㎡です。

なお、令和5年9月27日付けで県知事による認可済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が8件ございました。

№.1 昭和33年以前から山林となっている。

№.2 昭和40年頃から山林となっている。

№.3 昭和40年頃から住宅として使用している。

№.4 50年以上前から倉庫として利用している。

№.5 昭和50年頃より住宅として使用している。

№.6 20年以上前から山林となっている。

№.7 昭和64年頃から用悪水路として使用している。

№.8 昭和41年頃より倉庫として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件(4)もしくは(5)の土地であり、(7)から(9)の条件を満たしていると思われま

す。なお、№.8は、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について№.4と関連しています。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、№.1及び№.2は贈与です。

№.5は新規耕作であり、作付作物は落花生及びレモンで、農機具は軽トラックや鍬等を所有しているとのことです。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

№.1 申請地は、・・・地区・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、

不許可の例外に該当すると思われま

す。申請人は現在、申請地付近の借家に居住していますが、近々子供も生まれる予定で現在の借家では手狭となることから、実家や耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は申請地の南側隣接地に居住しておりますが、親族が集まる際の駐車スペースがないため、当該申請地を露天駐車場と資材置場として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地が

現在、・・・の擁壁のような役割を果たしていることから、敷地の一部として転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・地区・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。申請人は・・・法人で、現在、申請地北側を貸借し、商品の積み下ろしや保管業務を行っていますが、商品の置場が不足してきたことから、当該申請地を露天資材置場と駐車場として転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地周辺に住宅地や公園、教育施設があり、住宅用地として適地であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでいる法人で、近年の事業拡大に伴って従業員や関係者が急増しており、現在確保している駐車スペースでは不足していることから当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・地区・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内で・・・を営む個人で、岩出市方面への事業拡大に伴い、資材置場を確保するため、幹線道路へのアクセスが容易で中継点としても最適な当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。

№. 6 申請地は、・・・地区・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、子供の成長とともに、手狭となってきたため、実家に近い、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

なお、№. 3については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） №. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆16番（湯川 徳弘） 去る10月27日、坂東委員に同行し現地確認並びにヒアリングを実施しました。

当該申請場所は事務局説明のとおりです。農地法第5条第1項申請者は・・・、譲り渡し者は・・・です。

現状は田で水稻を作っていた状態です。

分譲地として造成し7軒の販売です。

本申請地の環境は周囲を住宅に囲まれており、生活排水も指定された用水路へ流すことで左岸土地改良区の同意も得ています。物件の南側に300㎡程度の遊休地があ

り、里道で区画されており今回の造成工事で隣地所有者に工事の了解も得ているとの事です。

よって本件は法に抵触するようなところもなく現地確認者として問題が生じることが無いと思われまますが委員各位の審議を頂くものとして報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第4号について、説明、報告が終わりましましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようございませので、議案第4号は可決と決定しました。議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が8件ありました。

賃借権が2件、使用貸借権が6件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、№. 1から№. 7については、農業委員会による利用権の新規設定、№. 8については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が9,957㎡、畑が2,065㎡、総面積が12,022㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は田のみで1,564㎡です。なお、№. 3、№. 5および№. 6は地元農業委員・推進委員によるあ

っせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

続いて、10月10日に開催した農地問題調査研究小委員会について、岩橋委員長報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 10月10日に農政問題調査研究小委員会を開きました。議題は「農業委員会だより」について審議をしました。

お手元にお配りしております「農業委員会だより」案をご覧ください。

この内容で印刷業者に依頼したいと思います。

また、昨年同様、周知方法については、JAわかやま様をお願いして年内に出来れば届けたいと思います。

組合員以外の農家には、従来どおり、ホームページへの掲載と市役所支所・連絡所及び関係機関に設置の予定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

この報告内容について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

事務局からその他の報告ございますか。

◆藤田副課長 農業委員会総会、合同会議、

懇親会のご案内です。

資料はございません。

令和6年1月12日（金）開催の第7回総会及び推進委員との合同会議については、和歌山市勤労者総合センター6階 文化ホールにて、午後3時から予定しています。

その後、・・・にて懇親会を予定しています。

後日、あらためて文書にてご案内いたしますが、ご予約のほどよろしく願います。

つづきまして、令和5年度小作台帳の実態調査状況について。

お配りしています。令和5年度小作台帳の実態調査状況の資料についてご説明します。

各地区の状況は、御覧のとおりですが、最下段にある市全体の小作地の状況は、令和5年度当初では、左から順に、耕作中は、409筆、342, 242㎡、保全管理は、24筆、9, 822㎡、耕作放棄状態は、75筆40, 323㎡、非農地は、23筆、12, 422㎡、所在不明は、6筆、2, 594㎡、合計537筆、407, 403㎡となっています。

また、令和5年9月末で、農業委員会の調査を基に解約等とできたものが23筆、12, 375㎡、通常の合意解約が10筆、11, 694㎡となっており、9月末時点で小作台帳の残数は、504筆、383, 334㎡となっています。

説明以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

（なし）

それでは、ないようでございますので第

5回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会